

有識者会議における これまでの議論の状況について

(基本的視点)

- 事務負担について、実施主体が誰であろうと、早期かつ円滑に実施していくことができるよう、事務負担を十分考慮して、わかりやすくシンプルな制度設計とするとともに、執行面についても、継続的に改善を検討し、見直していくということが重要ではないか。

(支援の方法)

- 今回議論している給付付き税額控除の長所は、所得を把握したうえで、税や社会保険料等を総合的に考慮して負担軽減を図る、所得に連動したきめ細かな支援を届けられることにあり、この政策の意義を丁寧に説明していくことで、アメリカのような狭義の給付付き税額控除ではなく、給付に一本化したとしても、国民にとって分かりやすい政策とすることはできるのではないか。
- 税額控除と給付を組み合わせることは、事務の複雑化を招くが、その支援を給付に一本化しても受益者の経済的利益は概ね同じではないか。政策効果に違いがないのであれば、給付のみとする選択肢もあり、シンプルな制度設計や、事務の効率化、スピード感を持った支援につながるのではないか。諸外国の例として、アメリカなどのように全員に確定申告を義務づけている国は給付と税額控除を組み合わせているが、そうでない国で最終的に給付のみとなっている例があることも踏まえ、できれば給付に一本化した方が効率的なのではないか。
- 就労インセンティブを向上させることを組み込んだ家計支援につながるのであれば、給付に一本化しても良いのではないか。

(実施主体)

- 実施主体の検討にあたっては、**国か地方自治体かという二者択一で考えるのではなく**、どちらが主たる役割を担うのか、それぞれの強みを踏まえて、**国と地方が協力して運営していくことを基本的な考え方**とし、互いに良き理解の下、丁寧に役割分担をしていくべきではないか。
- 役割分担について、**全国一律で標準化することが効率的な事項、例えばシステム面を含めたインフラ整備については国が対応**すべきではないか。一方、**現場でしかできないことは、住民との信頼関係を築いている地方自治体を中心に対応**すべきではないか。**国と地方が連携し、オールジャパンでの取組**とすべきではないか。その際、役割分担は固定的なものとするのではなく、情報インフラの進展等を踏まえ、変わり得るものと考えるべきではないか。
- 個人ごとの所得の名寄せに際し、マイナンバーの不記載・誤記載も多いため、現場の実務では、住所や氏名等も用いて突合する作業が生じる。土地勘がある市区町村の職員の方が、国の職員と比べると、判別しやすいと考えられる。支援の方法を給付のみに一本化する場合、市区町村が執行主体となる方が現実的であり、国・地方全体で考えた時に負荷が少なく、公平な運営が行いやすいのではないか。
- 過去に地方が事務を担った給付金に係る事務では、口座情報の確認作業や外部からの問合せ対応等の負担が大きかった。特に定額減税の対象と見込まれる方に、減税額の確定を待たずに前倒しで推計により一度給付し、後から差額を追加支給する仕組みは、緊急的な経済対策という位置づけの中で迅速な支給を優先するためのものであったが、事務負荷が非常に高かった。恒久的な制度においては、対象者の収入が確定してから支援することを検討すべきではないか。
- 最終的には、地方の参画なしには、制度の執行は難しいだろうが、全てを丸投げするのではなく、国も必要な支援を行うべきではないか。
- 制度の導入にあたっては、自治体の事務負担にも影響があるのではないかと不安を感じる声がある。地方に役割が求められるのであれば、制度設計や地方の役割を明確にし、国と地方の間の丁寧な協議が必要。
- コロナ禍の反省を踏まえ、国が困窮者を特定し、ミニマムな事務コストでタイムリーな給付を可能とするデジタル基盤を構築することが喫緊の課題。支援単位を個人とするならば、基本的に国による給付が可能ではないか。国の責任で必要なインフラを整備していくことが重要だが、早期の制度導入の観点から、中長期の工程表を示したうえで、まずは市区町村に役割をお願いするということも選択肢ではないか。

(実施主体(続き))

- 事業主が制度執行の一部を担う場合には、企業の現場の事務負担について十分配慮すべきである。情報連携等を通じて制度全体で効率化を図りつつ、関係者が納得できる形で進めていくことが重要ではないか。
- 中小事業者では対応が難しいのではないか。また、法律により事業主に給付を強制すること、2箇所以上への勤務の場合への対応については難しいのではないか。
- 現行制度の下では、被用者が負担している社会保険料の内訳(年金・医療の別)は事業主は把握できるが、市区町村においては必ずしも確認できない。社会保険料の納付を要件とし、事業主を経由しない形で支援を行う場合には、市区町村において必要な情報が効率的に得られるよう、給与支払報告書の様式などの改正が必要ではないか。

(デジタル技術)

- 新たな制度を実施するにあたっては関係者に相応の負担がかかる。必要な事務負担であっても、できる限り実施主体の負担軽減のための適切な国の支援や対策が必要ではないか。また、**将来的な制度設計や最終的な着地点も考慮しながら、情報連携やDX化等による業務効率化を図ることが重要**ではないか。
- マイナンバーや公金受取口座の活用、行政のデジタル化、情報連携を一層行うべきではないか。一方で、口座登録率の向上、口座情報の正確性の継続的な確保などの課題も解決すべき。
- 手続きの簡素化と住民の利便性向上や、きめ細かな支援の観点から、支援は申請型ではなく、自治体が把握する情報に基づいて給付対象者に通知を行うプッシュ型の仕組みとするべきではないか。

- デジタル庁から説明があった給付事務のデジタル化について、
 - 国が実施する場合、振込件数の制約等から、日銀や民間の金融機関におけるシステム改修が必要となることを踏まえれば、2～3年ではシステムによる対応も難しいのではないか。さらに、システム上の対応以外にも、組織や体制整備を含めたオペレーション上の対応が必要となり、実現には相当の期間を要するのではないか。
 - 給付事務のすべてではなく、算定ツールや給付支援サービスについて国が一括で整備すれば、より迅速に対応できるのではないか。
 - 振込件数の制約への対応として、マイナポイントを活用することについては、用途の制約があるポイントでの給付を希望する者がどの程度見込めるのか不透明であり、税・社会保険料の負担軽減という政策目的からすれば、現金で給付することを基本とすべきではないか。

(所得情報の把握等)

- デジタル基盤やマイナンバー等、長年課題とされてきたインフラや制度が整備されてきた。是非これらを活用する方向で検討を進めるべき。特に、制度の早期かつ円滑な導入の観点では、所得情報等の把握に関し、まずは税情報等の既存の情報インフラを十分に活用することが望ましいのではないか。
- 既存の情報インフラで把握される所得の範囲等を確認し、それらを組み合わせることにより、支援の対象者を適切に把握することができるか、検証していく必要があるのではないか。
- 住民票上の世帯といっても多様であり、その全てに対応しようとする制度が複雑になる。公平性の観点から世帯の所得を把握する場合にも、できるだけ既存の仕組みを活用することを検討してほしい。
- 新たな制度の執行に伴い、所得情報等の把握の仕組みが大きく変わるのであれば、システムの変更や現場の体制の変更等が必要となるため、十分な準備期間を設けたうえで、段階的に対応していくのではないか。
- 所得把握と迅速な給付を可能とするインフラの整備の重要性を関係者間で共有し、政策課題に対し効率的・効果的に取り組む手法について検討していくべきではないか。
- マイナンバーも活用しつつ、所得や税・社会保険料負担の把握や給付を一元的・一体的に処理できる効率的・効果的な執行体制となるよう継続的に見直していくべきではないか。
- これまでの臨時給付金のようなアドホックな措置は、本来は危機対応に限定されるものだ。近年は中低所得者に支援が必要ということはコンセンサスになっており、今回の制度の検討にあたり、法的関係も含めて整理すべきではないか。
- 行政のサービスの質に影響を及ぼすことがないようにしてほしい。地方の財政基盤に配慮してほしい。

（参考）政策目的・制度設計等について

<検討の基本的視座>

- 税と社会保険料、給付を総合的に捉えた包括的な分析や、経済財政・社会保障を俯瞰した議論の下、制度設計が検討されることを期待。
- ライフサイクルを通じた分析なども踏まえ、異なる世帯や世代の様々な形で社会への貢献につき互いにリスペクトする視点が必要。異なる世帯の属性や世代によって分断を生じさせることで負担の押し付け合いの議論にならないよう留意すべき。

<受益と負担の全体像の分析>

- 税と、例えば年金や医療などの見合いの給付を受けることができる社会保険料では負担の性格は異なる。しかし、勤労者世帯にとっては、年金のみならず、医療などの給付は人生の後半に受けることが多く、保険料の負担とは時間差がある。また、若年の勤労者世帯にとって、収入から税と保険料などを差し引いた手取りがどのくらい残るかは生活の上で切実なものであり、税と保険料、そして、給付も併せて見ていくことは重要。
- 社会保障において現物給付の果たす役割は大きなものがあるが、給付付き税額控除の制度設計に当たっては、現金ベースでの手取りの増減に着目すべき。
- 税と社会保険料の合計額から児童手当等の現金給付の額を控除した額を年収で除した「純負担率」を「共働き子育て世帯」で国際比較すると、日本の負担率構造の特徴として、低所得層の社会保険料負担が重く、家族手当などの現金給付が十分でないこと、その他低所得層における税制上の課題があることが挙げられる。また、生活保護受給水準をやや上回る世帯で負担率が諸外国と比較しても高くなっており、その後のカーブがフラットとなっている。なお、平均的な所得の世帯の純負担率は、OECD諸国と比較して高いとは言えず、高所得層では低くなっており、負担率の累進度が低い。平成以降は社会保険料の上昇により純負担率が上昇するとともに、所得税の累進性が緩和傾向にある。また、国際比較を行う際には、英国では資産要件を考慮しているユニバーサルクレジットにより1人当たり給付が高くなっている可能性に留意が必要。
- 単身世帯においても、生活保護受給水準をやや上回る世帯で負担率が諸外国と比較しても高い一方、平均的な所得の世帯の純負担率は高いとは言えない。単身世帯においては、経済的事情により結婚の希望を叶えられない者、就職氷河期により十分な資産形成ができなかった者もいることを念頭に置く必要がある。また、現物給付を受ける機会が少なく、負担感が先行してしまうことを踏まえた丁寧なコミュニケーションが必要。
- 高齢世帯については、年金給付等により受益超過となっており、現役世代とは受益と負担の構造が異なっている。

<受益と負担の全体像の分析（続き）>

- 純負担率は、給付と負担の個別の制度が重層的に積み重なった結果である。個別の制度はそれぞれに合理性を有するものだが、社会保険料・税の負担を全体として見た時に、純負担率の改善が必要なケースがあることが分かった。
- 消費税を含む分析を踏まえると、影響が大きいのは保険料であり、消費税の負担だけで考えるよりも、トータルで消費税を含む税・社会保険料負担全体を見た制度設計を考えるべきではないか。消費税を含む分析においてもなお、働く低所得者の負担が重く、低所得者に重点を置くべきなのは変わらない。

<他の社会保障制度・税制との関係>

- 現下の政策課題全てを「給付付き税額控除」により解決できるという訳ではない。社会保険料の軽減措置拡充など、税制・社会保障制度上の対応も必要。また、構造的に純負担率を引き下げていく観点や所得再分配、応能負担の観点から、社会保険料全体の引下げに向けた医療・介護制度改革など税や社会保障の各制度の見直しを行うことについても、別途、継続的に議論する必要がある。
- 子育て世帯を対象とした既存の支援制度全体については、給付付き税額控除も踏まえ、見直しの議論をするべき。
- 社会保険料については、逆進性緩和を重視し、中低所得の勤労者の社会保険料の負担軽減が重要。また、社会保険料の裏には年金や医療等の給付があることに留意。
- 社会保障と税をめぐる根源的な課題について、中間とりまとめで明記し、夏以降も社会保障・税一体で制度横断的な視点を持ちながら国民会議等で議論を重ね、年末には社会保障改革等のロードマップを描くべき。
- 全世代型社会保障の構築に向けた他の改革も併せて進めるべきだ。就労インセンティブの観点からは、第3号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の加速が重要であり、次期年金制度改革を待たずに検討を進めるべき。適用拡大については、企業規模要件の撤廃が2035年まで10年をかけては問題解決に時間がかかりすぎるので、前倒しも視野に議論すべき。就業調整の調査分析結果を踏まえれば、就業調整問題は給付付き税額控除のみで解決できず、社会保障や税制の制度間の整合性に配慮した包括的な議論につなげていく必要があるのではないかと。

<議論の進め方>

- まずは給付付き税額控除について、できる限り早く成案を得るべく、給付付き税額控除の制度設計について集中的にスピード感をもって議論していくべき。

政策目的について

- 給付付き税額控除は、制度横断的に、様々な負担を総合的に捉えて、全体として所得等に応じて負担を調整するとの位置づけで考えるべきではないか。その際、①需要サイドからの中低所得の勤労者の負担軽減を通じた所得再分配と②供給サイドからの就労促進の2つの観点を中心に検討を進めるべきか。
- 勤労している人々の支援に向けて、給付付き税額控除の制度設計を含む社会保障と税の一体改革として、就労ディスインセンティブにならない、なだらかで、累進度のある程度もった純負担率のカーブを実現していくべき。
- 現役・勤労世代について、持続的な賃金の引上げを行いつつ、勤労収入があり社会保険料を負担している中低所得者の負担を軽減し、所得に応じて手取りが増えるようにすべき。
- 労働供給制約が強まる中、就労意欲を阻害することなく、より強い就労インセンティブが働くような、就労促進をメインとする制度設計とし、シームレスな支援を実現すべき。いわゆる「年収の壁」による就労抑制が最大のネックであり、178万円の対応も時限措置であるため、手取りを給付により平準化することが重要。非正規労働者の労働条件の改善と一体で考えると効果的。なお、日本の就業率は諸外国より高いことを踏まえると、現に働いている方の負担をどう捉えるかが重要。
- 給付付き税額控除を含む社会保障改革は、就労インセンティブを最大限に引き出す制度であるべき。配偶者控除や第3号被保険者制度についても、この機会に見直しを視野に入れて検討すべき。
- 地方から都市へ、若い女性を中心に、人口が流出しているが、給付付き税額控除により、勤労意欲を高めることができれば、地元で働くきっかけになるのではないか。
- 子育て世代を含めて生活が厳しい。特に若い世代を中心に、地方でも安心して生活、子育てができる、子育て世代に対して温かい国だというメッセージに繋がることが重要。
- 子育て世帯のみを念頭に支援するのではなく、単身や子育てが終わった世帯、起業に取り組む若者等を含む自営業者、生活保護を受給していない低所得の勤労者等に配慮が必要。
- まずは勤労者を対象とする制度の検討を進める場合であっても、高齢者については低年金の方もいるので、別の制度との関係も含めて検討する必要があるのではないか。

(基本的視点)

- 給付付き税額控除は、税と社会保険料の制度の垣根を越えて負担を調整する画期的なもの。
- 制度の導入までのスピード感が大事である。所得や資産の把握は追って対応し、制度の理想の姿を描きつつ、まずは実現可能な形で導入し、制度の連続性を確保し、技術革新や実施主体からのフィードバックも踏まえながら、段階的に精緻化を図っていくべきではないか。また、将来の世帯構造の変化等も踏まえつつ、定期的に検証して改善していくべき。
- 財政や制度の持続可能性と成長志向の両方が求められる。
- 社会保険料と税とは性格が異なり、また、社会保障給付は制度により税財源と保険料財源が様々な割合であてられている。給付付き税額控除は、こうした税・社会保険料の負担と現金給付を含めた純負担率を全体として調整するものであるため、これにより実質的な社会保険料の負担軽減が図られるとしても、年金などの社会保険給付には影響させないようにすべき。

(支援の単位)

- 就労インセンティブを給付付き税額控除の政策目的とするならば、支援対象は個人単位であり、個人の勤労性の収入に連動させるべきではないか。日本では、非正規雇用の女性を含め、就業調整が行われている実態がある。いわゆる「年収の壁」に効果的に対応をするためには、世帯単位ではなく、「個人単位の所得等に応じた支援額算定」が必要だ。
- 「社会保険の壁」に対し、中低所得の勤労者の手取りが逆転するような「ゆがみ」に一定対応できることが望ましいが、給付付き税額控除のみによって対応することは難しく、第3号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大も併せて一層加速するべきだ。
- 税・社会保険料の負担は基本的に個人単位であり、その負担軽減を目的とするならば、支援の単位は個人とすべき。
- 個人単位での支援を原則とした場合、配偶者が高所得者の場合に公平性の観点から議論が必要。支援額を逡減させる際には、世帯単位でも勘案すべき場合もあり、ハイブリッドな視点も必要。
- 実務の執行可能性の観点から、マイナンバーを用いて所得捕捉がしやすいのは、個人単位であり、制度の複雑化を避けて簡素化する観点からも、当面は個人単位とすることが適切。世帯単位とする場合には、世帯合算が必要となる。最終的に世帯単位を目指すかは議論が必要。
- 給付付き税額控除を導入したことにより、世帯分離が進むようなことにならないようにする必要。

(支援の概要)

- 所得や収入に応じて手取りが連続的に増えるような制度設計とし、将来に向けて希望が持てる環境を整備すべき。
- 支援額を所得や収入に連動させ、「一定額以上の所得」を得ている場合には、支援額を逡減・消失させる仕組みとしてはどうか。その際、勘案する所得としては、少なくとも金融所得を勘案すべきである。
- 支援額を勤労性の所得や収入に応じて一定水準まで逡増させるべきではないか。
- 支援額を勤労性の所得や収入に応じて逡増させるのではなく、いわゆる「年収の壁」を超えた所得階層において、社会保険料負担が急激に増える、いわゆるレベルシフトが起こることを踏まえ、当該所得階層において支援額が増えるような制度設計とすることが必要ではないか。
- 支援額を勤労性の収入に応じて一定水準まで逡増させた後、支援額を一定額としてから、逡減・消失させる方が、就労インセンティブのスムーズな促進という観点からは望ましいのではないか。
- 事業所得等については、非課税ライン以下の所得把握には執行上の課題があり、支援額を逡増とすると誤支給に繋がるのではないか。非課税ライン以下の所得の者も対象とする場合には、その部分の支援は定額とし、所得に応じて、定額、逡増、定額、逡減、とすることも考えられるのではないか。

（支援の概要（続き））

- 支援額を逡減・消失させるにあたり考慮する所得や収入の範囲は、金融所得等を含めた「全ての所得」とすることが望ましい。その把握は直ちには難しく、スピード感をもって対応する観点から、まずは既存のインフラを活用して把握が可能な所得、すなわち、給与・事業所得とするべきではないか。
- 給付付き税額控除を含む税・社会保障制度全体について応能負担を原則とした制度とすべきであり、中長期的には金融所得や資産を勘案できるよう、最終的な理想像からバックキャストして、給付付き税額控除の段階的な精緻化を着実に進めるべき。そのために必要なデータを含むインフラの整備等を進めるべき。
 - 医療保険における金融所得の勘案に向けた取組が進んでいるが、後期高齢者医療制度に留まらず、介護保険など他の社会保障分野にも金融所得勘案を広げていくことも検討すべきであり、給付付き税額控除の導入に向けた議論が更なる触媒になることを期待する。
 - 預金の利子所得についても、本来は検討すべき所得に含まれるものと考えが、その把握にあたっては、必要な対応を具体的に考えていくと相当の時間とコストがかかる。預金の利子所得について、給付付き税額控除の制度を段階的に精緻化していく中で勘案できるよう、遠くない将来の課題として検討されることを期待する。
 - 資産要件の金額をどう設定するかにもよるが、就労促進、負担軽減という目的に照らせばまずは所得把握を先行することが求められ、また資産の把握は特に難しく、将来の検討課題とすべきではないか。不動産については評価が難しく、事務も複雑化するのではないか。コストパフォーマンスを考慮すべきだ。
 - 金融所得や資産を反映させる場合は、資産形成に及ぼす影響や、資産間の選択に及ぼす影響に十分留意すべきだ。

(支援の概要(続き))

- 低所得の子育て世帯については、諸外国と比較すると純負担率が高い。このため、支援額を、こどもの人数に応じて加算することも考えられるのではないか。児童手当の給付は、所得制限が撤廃され、ユニバーサルに行われるようになっていて、中低所得の子育て世帯に集中的に支援できない。給付付き税額控除により、加算することによって、英仏に見られるような二層型の支援とすることも考えられるのではないか。
- 就労促進の観点では、こどもの有無に関わらず、就労のディスインセンティブを軽減することが重要である。個人単位での制度設計を基本とする中で、世帯類型による差異のあり方については、公平性や制度の簡素さの観点も踏まえ、総合的に検討する必要があるのではないか。政策目的に近い政策手段で支援をすることが望ましく、子育て世帯への支援については、既に加速化プラン、児童手当等の子育て支援施策や、高校無償化等の既存施策があること、多くの社会保険制度では、こどもの人数に応じて社会保険料負担が変わるものではないことを考慮すると、制度の複雑化を避ける観点からも支援額の加算は不要ではないか。
- 子育て支援や世帯人数を考慮するのであれば、扶養人数に応じて、支援を受けられる所得金額の上限を変えるべきではないか。
- 経済情勢の変動に対して、支援額が自動的に調整される仕組みとすることにより、景気変動の緩和機能（ビルトインスタビライザー）を発揮し得る点も踏まえれば、中低所得者の負担軽減を主目的とする制度との整合性が高まるのではないか。インフレ等の経済のダイナミズムにより、所得や収入の名目額の実質価値が変動することを前提に検討を進めるべきだ。
- 具体的な支援額や恒久財源の確保、財政規律とのバランスについて議論が必要。

(支援の対象)

- 就労促進やいわゆる「年収の壁」に対応する観点からは、
 - 中低所得の勤労世代を対象とすべきではないか。
 - 一定の勤労性の収入がある者を対象とすべきではないか。
 - 一定の社会保険料負担がある者を対象とすべきではないか。
- 国際的に見ても、低所得の勤労世代の方は社会保険料の負担が重くなっていることを踏まえ、支援の対象は、一定の就労と一定の社会保険料の納付があるものとして厚生年金保険の加入者とすべきではないか。ただし、被用者でありながら被用者保険（厚生年金や健康保険）に加入できず国民年金・国民健康保険の保険料を負担している場合には、事業主負担が無いため、低所得者にとって、相対的に負担が重くなっている。そうした者については、本来は更なる適用拡大による対応が急務であるが、一定以上就労し、一定以上の社会保険料負担があれば対象とすべき。また、国民年金の主な対象者である自営業者についても、低所得である場合、同様に負担が重くなっており、また給与所得者と比較すれば、正確な所得の把握が難しい側面もある。こうした点を踏まえ、誤支給が生じにくい制度設計とすべきではないか。
- 高齢者を対象とする必要性は乏しいのではないか。一方で、就労している高齢者や公的年金保険料の支払いがある高齢者をどう考えるか。年金収入の扱い、繰り上げ受給の場合、在職老齢年金との関係などについて、整理が必要ではないか。就労インセンティブを重視するなら、厚生年金加入期間の70歳まで、自営業者と給与所得者の公平性を重視するのであれば、基礎年金拠出期間の60歳までとすることも考えられるのではないか。
- 高齢者については、資産形成が進み経済的に余裕のある方と、そうでない方の間で、世代内における格差が存在する。世代間のみならず世代内の分配という観点も踏まえれば、資産の把握が必要となってくるのではないか。
- 政策目的が中低所得者の負担軽減と就労意欲の向上であれば、単身者も支援の対象とすべきではないか。

（支援の対象（続き））

- 給付付き税額控除は、税・社会保険料の負担と現金給付を一体的に捉え、純負担率を総合調整するという意義があるものだが、全ての政策課題を解決するものではない。
- 課題が複数ある中で政策手段は複数あるべきであり、国民年金や国民健康保険の免除制度など、所得に応じた負担軽減措置がすでにある場合には、必要に応じて拡充するなど、個別の政策課題に対しては、個別制度の中で対応した方が効果的ではないか。低所得の方や働きたくても働けない方への支援についても、給付付き税額控除のみで対応するものではなく、こうした方々への支援として生活保護や生活困窮者自立支援制度が設けられており、既存の社会保障制度において適切に対応すべきではないか。制度の目的に応じた役割分担、支援の在り方を明確にすることが重要。
- 勤労世帯を対象とすることを理解するが、社会的に公平感を維持できるか。低年金の方に対しては、年金制度等の既存の制度の中での対応を議論していくべきではないか。こうした点も含め、低所得者への対応は、年金制度や生活保護など既存の制度で、それぞれ財源を確保して対応が行われてきており、それぞれの制度の中で解決すべき課題ではないか。